

2011 年 10 月 21 日総会承認
2012 年 10 月 1 日理事会一部改正
2015 年 12 月 14 日理事会一部改正
2017 年 9 月 4 日理事会一部改正
2018 年 10 月 5 日理事会一部改正
2020 年 10 月 19 日理事会一部改正
2021 年 4 月 19 日理事会一部改正
2025 年 10 月 14 日理事会一部改正

第 4 章 代議員の選出

第 18 条 代議員は、正会員として本学会に引き続き 6 年以上在籍し、選挙年の会計年度までの会費を完納している者とする。

2 代議員は、選挙年の 4 月 1 日の時点で、一般社団法人日本歯科専門医機構認定専門医資格を有する者とする。

3 代議員は、選挙年の 4 月 1 日の時点で、68 歳未満でなければならない。

（中 略）

第 5 章 役員候補者の選出

第 23 条 本学会定款第 26 条に定める役員の選出及び選任については、定款第 27 条に定めるもののほか、この細則による。

2 前項に定める役員の選出及び選任のうち、本学会定款第 28 条第 4 項に定める外部理事については、第 24 条及び第 25 条の規定にかかわらず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律 48 号）第 5 条第 15 項で定める者の中から、理事長候補者の推薦により第 26 条から第 28 条までの規定に基づき選任するものとする。

第 24 条 支部選出理事候補者は、第 1 条に定める支部ごとに、当該支部に所属する代議員による選挙によって選出する。

2 支部選出理事候補者の選挙は、本学会認定指導医資格を有する代議員の立候補に基づき行う。

3 前項の立候補ができる代議員は、選挙年の 4 月 1 日の時点の年齢が 65 歳未満で、かつ所属する組織の定年規定により退職するまでの期間が 2 年以上ある者とする。

第 25 条 支部選出理事候補者の定数は、北日本支部、中部支部、近畿支部、九州支部は各 3 名、関東支部は 6 名、中国四国支部は 2 名とする。

第 26 条 支部選出理事の選任は、定款第 24 条第 3 項の定めに基づき、候補者ごとに総会の決議により行う。

第 27 条 前条により選任された理事は、直ちに理事候補者等選任会議を開催し、理事の中から理事長候補者及び常任理事候補者を選定する。

2 前項の理事候補者等選任会議は、理事長候補者の推薦により理事候補者若干名を選定する。ただし、当該理事候補者のうち 1 名以上が、外部理事の要件を満たさなければならない。

第 28 条 理事候補者等選任会議推薦理事の選任は、定款第 24 条第 3 項の定めに基づき、候補者ごとに総会の決議により行う。

第 29 条 理事候補者の定数は、理事会の議を経て、総会の決議により改正することができる。

第 30 条 監事は、総会の決議によって本学会正会員及び名誉会員の中から選任する。ただし、定款第 28 条第 5 項に規定する外部監事については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 5 条第 16 項で定める者の中から、選任する。

2 理事会は、監事候補者を総会へ推薦することができる。

第 31 条 支部選出理事候補者選挙の管理執行に関する業務は、支部選出理事候補者選挙管理委員会が行う。

第 32 条 支部選出理事候補者選挙に関する事務は、本学会事務局において行う。

第 33 条 この細則に定めるもののほか、支部選出理事候補者の選挙に必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。